

令和2年度第2回 羽村市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	令和2年11月27日（金曜日）午後7時30分～午後9時00分
会 場	市役所4階 特別会議室
出席者	<p>【会長】道佛雅克【副会長】沖倉功</p> <p>【委員】塚田和彦、中村正人、林田香子、古川光昭、平岩静子、平井敏子、渡辺明、川嶋賢二、野村由紀子 島田裕樹</p>
欠席者	田中 剛・伊藤 保久
議 題	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 議事</p> <p>（1）介護予防支援給付実績について</p> <p>（2）介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の実施状況について</p> <p>（3）介護予防サービス計画作成の業務委託について</p> <p>（4）令和元年度羽村市地域包括支援センター事業評価について</p> <p>その他 事務連絡</p>
傍聴者	なし
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度介護予防支援給付実績（資料1） ・ 令和2年度介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）利用状況（資料2） ・ 介護予防サービス計画作成の業務委託について（資料3） ・ 地域包括支援センターあさひ事業評価表（資料4-1） ・ 地域包括支援センターあゆみ事業評価表（資料4-2） ・ 地域包括支援センターあかしあ事業評価表（資料4-3） ・ 羽村市地域包括支援センター運営協議会委員名簿 ・ 羽村市地域包括支援センター担当区域 ・ 羽村市地域包括支援センター相談結果分析
会議の内容	<p>1. 開会・会長あいさつ</p> <p>2. 運営協議会傍聴について</p> <p>（司会）本日は傍聴人の希望はありませんでしたので報告いたします。</p> <p>3. 議事（承認事項及び報告事項等）</p> <p>（司会）羽村市地域包括支援センター運営協議会規則第5条第2項「委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない」とされています。本日は12名の委員が出席されていますので、会議が成立することをお伝えします。それでは、これから議事に入ります。会長よろしくお願いたします。</p>

(会長) 資料1 介護予防支援給付実績につきまして事務局から説明がございました。

(事務局) 【資料1】 令和2年度介護予防支援給付実績について説明

(会長) ただ今の説明につきまして質問、ご意見ございますか？

(委員) チェックリスト該当者の人数は増加するだけで、チェックリスト該当者から要支援1とか2に移行していくということはないのですか？

(事務局) 基本チェックリストにつきましては 要介護認定と異なりまして有効期限がございません。チェックリスト該当者になったあと、要介護認定を受けている方がいらっしゃると推定されますが、何人いるかという点については数を計上してございませんので、現在は不明という状況になります。

(会長) 今のご説明でよろしいですか？

(委員) このチェックリスト該当者の数字は有効期限が無いということだったんですけど、該当者にカウントされたら減ることがないということですか？

(事務局) チェックリスト該当者となりますと、累積されてここに記載されます。認定者もこの中からでてきますので、その数を引くと少なくなると思われそうですが、要支援認定、要介護認定を受けた方をここから除いておりません。そういう数の管理はしておりませんので、この表では増えていく一方の状況になっております。

(委員) 基本チェックリストというのは65歳になった時点で送られてくるものでしょうか？

(事務局) 基本チェックリストにつきましては、現在は65歳以上の方、要介護認定の無い方全員に送付する形はとっておりません。市役所の窓口に行ったら「何らかのサービスを利用したい」「心身の衰えがあって心配だ」というような介護認定を想定した方などに、実施しているような状況です。多くは介護認定のみになるのですが、ご本人様のお話によって基本チェックリストを選択してサービスに結び付けていくというやり方をしております。

(委員) そうしますと、介護認定を受ける前段階のチェックという感じのものになるわけですか？

(事務局) 基本チェックリストといいますのは、要介護認定に至る前の虚弱な状態の方を見つけるための制度となっておりますので、要介護認定とは違うものです。アンケートに答えていただくという形をとっておりますので、状態の軽い方を早くサービスにつなげていくというところで、介護認定に至る前に使っているものとなっております。基本チェックリスト該当者から介護認定に移った人の数というのは、システム上チェックができない状況になっておりますので、把握がしにくい情報となっております。

(会長) 認定者数、小計と出ているんですが、認定者というのはチェックリストの人は別ですよ？認定者というと要支援1、要支援2を足したものと考えられるので。それはどうでしょうか。

(事務局) おっしゃるように、この表では左端に大きく認定者数というくりになって、その中に要支援1・2・チェックリスト該当者となっております。厳密にいうと認定者数というのはこの中では要支援1・2のみを指します。今後資料を整えたいと思います。

(会長) 以上でいいでしょうか？他にご質問ございますか？なければ承認という事でよろしいでしょうか？

次に資料2 総合事業の実施状況につきまして、事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 【資料2】令和2年度介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）利用状況について説明

(会長) ただ今の説明に関しまして、ご質問・ご意見ございますか？

(委員) 通所型サービスですが、デイサービスの利用者は100人を超えているけれども、ケアマネジメントの数に比べると数の違いがあって、それはどういう計算でしょうか？

(会長) 事務局、いかがでしょうか？

(事務局) はい。訪問型、通所型サービスを重ねて使っている場合ですか、こちらに示しました事業と介護保険サービスをセットで利用している場合、こちらのケアマネジメントの数に含まれませんので 事業件数とケアマネジメントの数は一致しないような状況になります。

(委員) それでも、通所型サービスが実際152人ですから、ケアマネジメントが1人1件ですよ？ケアマネジメントが86になるのがおかしいんじゃないですか。

(事務局) 資料2にありますケアマネジメントというのは総合事業だけの利用者のマネジメント数になっておりますので、要支援1・要支援2の方で、たとえばデイサービスを使っている福祉用具を使っている方も、介護用のケアプラン作成に数えられこちらに入っておりませんので、少なく表現されております。福祉用具等も総合事業と一緒に使いますと、ケアマネジメントには計上されてきませんので、数が少なくなっているという状況でございます。

(地域包括支援センター) 補足として言わせていただくと、要支援1・2又は基本チェックリストで該当して、通所型もしくは訪問型を使っている方の総数です。それに関しては資料1の給付管理件数小計の部分が実際のこちらでケアプランを作成してサービスを利用している方の合計数になります。デイサービス、訪問型サービスを利用している方に関してはこの数ですよということなので、デイサービスと福祉用具を利用する場合は、介

護予防ケアマネジメントの数に入りません。実際のケアプランの数に関しては資料1の給付管理件数小計の数が実際に近い数になります。総合事業と呼ばれるサービスだけを使っている方に関しては86であったり9月であれば106という数になるのかなと思います。

(委員) 訪問型サービスで、訪問型サービス1・2の単位は人であって、家事サポートサービスは件数になっているのですが、これはどういう基準になっているのですか？人は人数で把握するものなのかなと思います。

(事務局) 家事サポートサービスにつきましては資料2にある通り、件数で表現をしています。訪問型サービスⅠ、訪問型サービスⅡはその月の利用者数で計上しております。この家事サポートは、訪問型サービスⅠ、訪問型サービスⅡというのは請求の方法に関連してくるのですが、訪問型サービスⅠ、訪問型サービスⅡと家事サポートサービスについては、利用料の請求の仕方が異なっている点で数の計上がしづらい形になっております。実際家事サポートサービスにつきましては、この月の家事サポートサービスの純粋な実の利用者は4人～5人となっています。その方々が複数回利用されて50～60件となっております。先程の給付管理数とそのケアマネジメント数につきましては、補足しますと要支援Ⅰ、要支援Ⅱの方は総合事業以外の介護保険予防給付という事業が使えるという2種類のサービスが使える状況にあるために、そのサービスの介護保険予防給付を使う方はケアマネジメントの数が伸びてきますのでそこで出てくる数制度上のものになりますのでそういった説明をさせていただきます。

(会長) 他に何かご質問がございますでしょうか？ないようでしたら資料3介護予防サービス計画作成の業務委託につきまして事務局からご説明をおねがいします。

(事務局) 【資料3】介護予防サービス計画作成の業務委託について説明

(会長) ただ今の説明に対しましてご意見ご質問がございますか？

ないようでしたらつづきまして、資料4令和元年度羽村市地域包括支援センター事業評価につきまして事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 【資料4】地域包括支援センター事業評価表について説明

(地域包括支援センター) 【資料4-1】地域包括支援センターあさひ事業評価表

(地域包括支援センター) 【資料4-2】地域包括支援センターあゆみ事業評価表

(地域包括支援センター) 【資料4-3】地域包括支援センターあかしあ事業評価表

(会長) ただ今の包括支援センターの事業評価 独自の取り組みに付きましてご説明がありましたが、ご意見、ご質問ございますか？

(委員) 三つのセンターとも保健師の配置に対して、看護師を配置されていることが共通していますが、これは何かたとえば保健師の配置が難しいとか、看護師を配置した方が事業の体質に有効だとか何か理由があるのでしょうか？

(会長) ただ今のご質問に対しまして、事務局あるいは支援センターの方がいいがでしょうか？

(事務局) では支援センターの方から、それぞれの方針の取り組みがあると思いますのでお答えします。

(地域包括支援センター) 保健師の確保が難しく、地域経験のある看護師でも可という事だったので、看護師を配置しております。

(地域包括支援センター) あゆみも同様です。保健師を募集したところ、保健師の応募がなく、経験のある看護師を配置しております。

(地域包括支援センター) あかしあも同様です。保健師の確保が難しく、同施設の訪問看護ステーションの所長経験がある看護師を配置することに決めました。

(会長) ありがとうございます。今の説明でどうでしょうか？

(委員) わかりました。保健師の配置が難しいということは共通の課題ということなのでしょう。

(会長) 保健師は看護師と資格が違い、その人数も少ない事もあると思うんです。そこが難しいのかなと思いますがどうでしょうか？事務局の方お願いします。

(事務局) はい。保健師はもともとの資格所有者が少ないことがございますので確保が困難という現状ではないかと思えます。

(会長) 他にご意見、ご質問ございますか？

(委員) 支援センターの事業評価にも相談件数が出てきていますが、件数の取り方ということですが、日々忙しいというお話もあるので、色々な項目で集計させるのではなくて、これからは統一したもので負担を減らということは考えられますか？

(事務局) おっしゃるように、相談の内容を分類するのは日々の業務の中で大変判断に苦しむところも多いかと思っております。貴重なご意見として頂戴しまして今後の集計の仕方を検討したいと思っております。

(会長) ありがとうございます よろしいでしょうか？

(委員) 資料4の1枚目、利用者が相談しやすい相談体制を構築しているかというところです。夜間、早朝、土日は連絡窓口の電話での連絡のつく体制を整えているが連絡が取れない可能性もあり周知していないと書いてあります。夜間とは相談が無いと思うのですが、土日の昼間とかは家族からのご相談、働いている方の家族からのご相談とか、急変とかで電話が入ることもあると思います。三事業所さんとも言葉をそろえたように、体制

は整えているのに周知していないというのは、営業時間外に電話が鳴るのも大変なことではあるんでしょうけどそのへんはどうなんでしょうか。

(会長) 土日、夜間そういう体制をとっているけど、それを利用される方は少ないということでしょうか。

(委員) 体制をとっているのに周知していないというのは、矛盾しているような感じがします。体制を整えているのに、出られないとどうなのかなと思います。

(会長) 各支援センターの方で ご意見がお伺いしたらよろしいでしょうか？

(地域包括支援センター) もともと包括支援センターあさひ自体は、五ノ神にあった羽村園の中にありまして、その時は、転送しても夜間勤務の方が代わりにお電話を取ることが可能でしたが、その方も専門ではないという事で、包括の職員につながる転送電話を持つようになりました。ただ、周知をしてしまうと、常時の対応はしかねるなというところもあり、休みの日も電話当番を立てればいいのかというところになるとちょっとそこも人員配置の問題で難しいというところでもあります。ただ、土日のお電話自体は対応していて 実際に年末年始だったりとか、だいたい毎年、誰かしらどこからかお電話があって、安否確認の連絡で警察だったり救急車だったりというところに対応させていただいたり、あとは平日やはりお仕事をされている方もいらっしゃるので、ご家族からのご相談とかは土曜日にお時間を取って、「お電話大丈夫ですよ」ということで、お話をしております。相談いただいた方々には、「土曜日でも転送電話で対応できますよ」ということはお話をすることは多々あります。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 他の支援センターのほうはいかがですか？

(地域包括支援センター) うちも同じ体制です。土曜日に関しては事務所を開けておりますので、夜間と日曜につきましては転送電話で対応しています。

(会長) ありがとうございます。あかしあはいかがですか？

(地域包括支援センター) はい、あかしあも同様です。ただ 土曜日はもちろん日曜日も電話かかってきますし、ご家族が休みである土曜日に訪問させていただくこともあります。救急の場合はもちろん駆け付けられるようにはしますが、それ以外は休み明けに改めて相談日を設けて対応している状況です。

(会長) 事務局、お答えください。

(事務局) 市が地域包括センターと結んでいる委託契約についてご説明させていただきますと、業務時間としましては月曜から金曜日の午前8時30分から午後5時までとしております。ただし上記の業務時間以外にも地

域の住民からの相談に対応できるようセンター内の連絡体制を構築することというふうにしておりますので、こういった範囲の中で各地域包括支援センターの中でいろいろ努力をさせていただいているというような状況にございます。

(会長) ありがとうございます。いかがでしょうか？

(委員) この評価表の文章が、体制を作って周知していないというのは、削除してもいいのかな？それはしないほうがいいですか？わかりませんが、そこはちょっと気になっただけで、働く体制について何かを申し上げるつもりは無かったので失礼しました。ありがとうございます。

(会長) 事務局どうぞ

(事務局) ご意見ありがとうございます。承知していきたいと思います。

(会長) 他に何かご質問ご意見ございますか？

(委員) それぞれの包括支援センターに寄せられた虐待の報告ってというのはどれくらいありますか？

(会長) いかがでしょうか？ 事務局からどうぞ。

(事務局) 支援センター毎の件数は、評価表に載っているのは、後見申し立て支援として権利擁護のところに1件があるだけで、支援センター毎の対応数としては記載がありません。と申しますのは虐待ではないかというあたりの通報ですとか、情報提供などは都度あるものですが、それが実際に虐待があったかどうかの判定といたしますか、判断は市の方でさせていただいておりますので、包括毎で虐待という判断をしていない関係もでございます。こちらの評価表のほうにそういった数の掲示が求められておりませんので併記がございません。ただ年間で昨年度虐待と市の方が判断したケースは4件となっております。

(会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか？

(委員) 報告があった件数と、市が虐待として認定するその件数の差はどのくらいありますか？疑いとしてあがってくる報告に対して何件くらい虐待としているのですか？

(会長) 事務局おねがいします。

(事務局) はい。手元に正確な数は無いのですが、昨年度中ですと、虐待を疑われる報告・兆候などは20件弱あったように思います。その中で虐待であると判断したのは4件です。

(会長) よろしいでしょうか？ありがとうございます。他にご意見、ご質問は無いようでしたら、全体を通してなにかご質問、ご意見ございますか？

(委員) 資料1とか2は、以前からありましたか？チェックリスト対象者ってこの数値って何を意味するのかがさっぱり分かりません。以上です。

(会長) ありがとうございます。他にご質問お願いいたします。

(委員) 確認ですが、資料2の一番下の方に通所型住民主体介護予防サー

ビスは、まいまいず健康教室ですか？これは、何年か前に各会館でやっていた体操と同じと考えてよろしいでしょうか？

(事務局) おっしゃる通り、会館で行っているボランティアさんが主催している体操教室です。

(委員) それがこの通所型という書き方になっている。今でもやっているわけですよね？

(事務局) やっていらっしゃいます。

(委員) わかりました。ありがとうございます。

(地域包括支援センター) 先ほどのお話でチェックリスト該当者が何でここに入っているんだろうというご質問に対して、補足します。25項目のチェックリストを、高齢介護福祉課の窓口で行って、「該当」となると、資料2の通所型サービス、訪問型サービスなどの利用ができるのですね。訪問型サービスや通所型サービスというのは、ヘルパーさんであったりデイサービスであったりするので、要支援1・2の方でも利用できるってということなんです。なので、介護保険サービスであったりとか総合事業の利用している数、利用している方という所で資料を出していると思います。

(委員) チェックリスト該当者というのは、本人もしくは周りの人が言ってくれるのですか？

(事務局) チェックリストは本人が窓口に来てチェックするものなんです。が、初めから「チェックリストをお願いします」と言っていらっしゃる方まずめったにいらっしゃいません。デイサービスに行こうかな、ヘルパーにきてもらいたいなというような思いのある方が窓口にご相談に見えて、相談員と話をした結果、介護認定までやらなくても基本チェックリストでサービスを使えるよねという流れになります。

(委員) 僕も行ってもいいということですか？広報はむらとかそういうもので見ていくんですか？何のきっかけでそういうふうに行けばいいのかなってというのがわからない。

(事務局) 基本チェックリストを皆さんぜひ受けてサービスを利用しましょうみたいな明らかな広報というものは、市公式サイトとかにも載せていないような状況にあります。今後、介護予防推進していくというあたりでは一定のPRなどは必要になってくるのかなというところもございます。この窓口で受けていただくチェックリストとは別に、以前は65歳以上の方で要介護認定を受けていない方に一万件位郵便で送っていました。ただそこからサービス利用につながる方が割合として少ないということがあり、国からもチェックリストの郵送について見直しをするように通知が出たこともあり、現在羽村市では70歳前半の独居の方などを抽出してその方々に一斉に郵送しています。今年は500件位送付しました。それを受け取ることで、周知にはつながっているのかなと認識しております。

(会長) チェックリストに関連したことで、介護支給給付実績の中に認定者数というところでひとくくりになっているが、もう少しわかりやすい表記とか、いい言葉がないかなと思います。もう一つは、資料2の介護予防ケアマネジメントの数が、どうして事業の数と合わないのかというのが、この表だけではわからないですね。うまい表現の仕方がないかなと思います。その点今後検討願いたいと思います。

(事務局) 貴重なご意見ありがとうございます。資料の形・表現の仕方について検討してまいります。

(会長) 他にご質問、ご意見なければ これで最後に連絡事項について事務局からお願いします。

(事務局) 次回の開催時期についてお知らせいたします。今回は令和3年3月頃を予定しております。

(会長) ありがとうございます。それでは第2回の運営協議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては円滑な議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

(事務局) 以上をもちまして令和2年度第2回羽村市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。委員の皆様、ご多用の中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。